

2021 年 6 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までに
新たにお申込みいただいたお客さま

はぴ^oe セット

(オプション料金表)

【EV 充電器】

2026 年 11 月 1 日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

このはぴeセットオプション料金表（E V充電器）（以下「この料金表」といいます。）は、当社が別に定める、はぴeセット主契約料金表（2026年11月1日実施。[2021年6月1日から2023年3月31日までに新たにお申込みいただいたお客さま]以下「主契約料金表」といいます。）とあわせて契約するお客さままで、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

2 E V充電器のリース

当社は、この料金表によるオプション契約（以下「オプション契約」といいます。）を締結いただくお客さまに、当社が別に定めるはぴeセットリース約款（2026年11月1日実施。[2021年6月1日から2023年3月31日までに新たにお申込みいただいたお客さま]以下「リース約款」といいます。）第1条（リース物件）に定めるリース物件のE V充電器（以下「E V充電器」といいます。）をリースします。E V充電器の取扱いについてはリース約款によるものといたします。

なお、E V充電器は、主契約料金表による需給契約を締結する需要場所と同一の需要場所でご利用いただきます。

3 オプション契約の承諾等

- (1) オプション契約の申込みをされる場合は、主契約料金表による新たな電気の需給契約の申込みとあわせて、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) オプション契約は、(1)による申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

4 オプション契約の承諾後の取消し

当社は、次の場合には、オプション契約を承諾した後であっても、承諾を取消することができるものとします。この場合、オプション契約の承諾後の取消しにかかる費用はお客さま負担とし、当社が定める方法によりお支払いいただくものといたします。

また、当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (1) 申込内容に、事実と異なる内容があることが確認された場合

- (2) E V 充電器の取付けまたは保守が技術的に困難である等やむをえない理由があると当社が判断した場合
- (3) 主契約料金表による需給契約が取消された場合
- (4) その他、当社がオプション契約の承諾を取消すべきと判断する理由がある場合

5 契約期間

契約期間は、オプション契約が成立した日から、主契約料金表による需給開始日以降、121 回目の検針日の前日までといたします。（需給開始日が検針日と同日の場合は、需給開始日を 1 回目の検針日といたします。）

6 オプションリース料金

- (1) お客さまは、E V 充電器のタイプごとに、以下に定めるオプションリース料金（以下「リース料金」といいます。）を、主契約料金表による需給契約にもとづく料金算定期間（以下「料金算定期間」といいます。）ごとに主契約料金表による需給契約の料金（以下「料金」といいます。）とあわせて支払っていただくこととし、リース料金のみでお支払いすることはできないものとします。

なお、料金が、主契約料金表 12（初回の料金算定期間が「1 月」に満たない場合の料金）に該当する場合、当社は次の料金算定期間からリース料金を請求いたします。

イ コンセントタイプ

リース料金は、1 回の料金算定期間（以下「1 月」といいます。）につき次のとおりといたします。

1 契約につき	660 円 00 銭
---------	------------

ロ 充電ケーブル搭載タイプ

リース料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,760 円 00 銭
---------	--------------

- (2) リース料金の支払義務発生日は、主契約料金表による需給契約にもとづく検針日とし、お客さまは、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「支払期日」といいます。）にリース料金を支払います。なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下

「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日をその翌日とします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日とします。

- (3) お客さまは、料金を口座振替にて支払うことを当社が承諾した場合、料金とリース料金を一括して、お客さまが指定した銀行口座から当社の銀行口座へ振り替えることによってリース料金を支払うことができます。なお、料金およびリース料金全額がお客さまの指定する銀行口座から引き落とされたときに当社への支払いがなされたものとします。
- (4) お客さまは、料金をクレジットカードにて支払うことを当社が承諾した場合、料金とリース料金を一括して、クレジット会社に毎月継続して立替えさせることによってリース料金を支払うことができます。なお、料金およびリース料金全額がクレジット会社によって当社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社への支払いがなされたものとします。
- (5) (3)または(4)の定めに関わらず、払込伝票による料金およびリース料金の支払いを当社が指定した場合、お客さまは当社の発行する払込伝票により支払います。なお、お客さまが当社の発行する払込伝票により料金およびリース料金全額を払い込まれたときに当社への支払いがなされたものとします。また、払込伝票により料金およびリース料金を支払われる場合で、お客さまがコンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払われる場合は、支払いにともなう費用はお客さまの負担といたします。
- (6) (3)または(4)によるリース料金の支払いは、当社所定の手続き完了次第開始します。
- (7) リース料金は1月単位で支払われるものとし、当社は如何なる場合においても、リース料金の日割計算による算定または精算を行いません。
- (8) 毀損、滅失、故障修理、メンテナンスまたは取替工事等によりEV充電器が使用できない期間がある場合またはその他EV充電器が使用されなかった場合であっても、当社はリース料金の減免、返還等には応じないものいたします。
- (9) リース料金は、支払義務が発生した月の順序で支払っていただくこととし、リース料金の一部支払いは認められません。
- (10) 当社は、リース料金の前払いを拒否することができるものとします。
- (11) オプション契約の成立後に消費税率および地方消費税率が変更された場合、当社は、法令の定めにしたがって、リース料金を変更することができるものとします。

7 延滞利息

- (1) お客さまがリース料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延

滞利息を申し受けます。ただし、リース料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

- (2) 延滞利息は、その算定の対象となるリース料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) お客さまは、延滞利息を、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となるリース料金を支払われた直後に支払義務が発生するリース料金とあわせて支払うものといたします。

8 解 約

次に該当する場合には、当社はオプション契約を解約できるものといたします。

- (1) お客さまが、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てまたは公租公課滞納処分等を受けた場合
- (2) お客さまが、破産、民事再生もしくはその他法律上の倒産手続の申立てを受けた、または自ら申し立てた場合
- (3) お客さまの責めとなる理由または天災地変により、EV充電器が毀損し、修理が不可能な場合または滅失した場合
- (4) お客さまが、この料金表およびリース約款に反した場合
- (5) お客さまが、当社とお客さまとの間で締結した他の契約に反した場合
- (6) お客さまが、主契約料金表による需給契約を廃止される場合（契約種別の変更および電気の供給を受ける小売電気事業者の変更を含みます。）もしくは需給契約が解約となった場合
- (7) お客さまが、オプション契約の解約を申し出る場合
- (8) リース約款第3条（取付工事・引渡し）第6項に定める引渡完了日（以下「引渡完了日」といいます。）以降、EV充電器がお客さまの責めとならない理由（天災地変によるものを除きます。）により毀損し、修理が不可能な場合または滅失した場合

9 解約精算金の請求

- (1) 引渡完了日以後、契約期間満了に先立って、8（解約）(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)または(7)により、オプション契約が解約となった場合は、6（オプションリース料金）に定めるリース料金に残支払回数に乗じた金額を解約精算金として申し受けます。ただし、特定商取引法により、この料金表による需給契約をクーリング・オフする場合を除きます。

6 (オプションリース料金) によりリース料金を支払った回数
残支払回数 = 120 回 - (解約以降にリース料金として支払われるものを含みます。)

なお、解約精算金は当社が定める方法によりお支払いいただくものといたします。この場合、当社は分割での支払い等には応じません。

- (2) 引渡完了日以降、契約期間満了に先立って、オプション契約が 8 (解約) (8) により解約となる場合、当社は解約精算金を申し受けません。

10 料金表の変更

当社は、予告無くこの料金表を変更できるものとします。当社は、この料金表を変更する場合、当社のホームページにあらかじめ揭示し、変更後のこの料金表の実施日の前営業日（営業日は当社が定めます。）までにお客さまから申出がないときは、当社は、お客さまが変更後のこの料金表に同意したものとみなします。

11 その他

- (1) この料金表に記載のない事項については、電気供給条件（低圧）、主契約料金表およびリース約款の規定を準用するものといたします。
- (2) オプション契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

実 施 期 日

この料金表は，2026年11月1日から実施いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A O 2 7 2）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。